

## 高知県おもてなし県民会議バリアフリー観光推進部会 次第

日時:令和元年10月15日(火)10:00~12:00

場所:オーテピア高知図書館 4階 研修室

- 1 開会
- 2 部会長選任
- 3 高知県におけるバリアフリー観光相談窓口の設置について

<<意見交換>>

- 4 令和2年度のバリアフリー観光推進事業の進め方(案)について

<<意見交換>>

- 5 その他

【資料1】高知県におけるバリアフリー観光相談窓口の設置について

【資料2】バリアフリー観光相談窓口の設置に向けた今後のスケジュール

【資料3】令和2年度バリアフリー観光推進事業(素案)

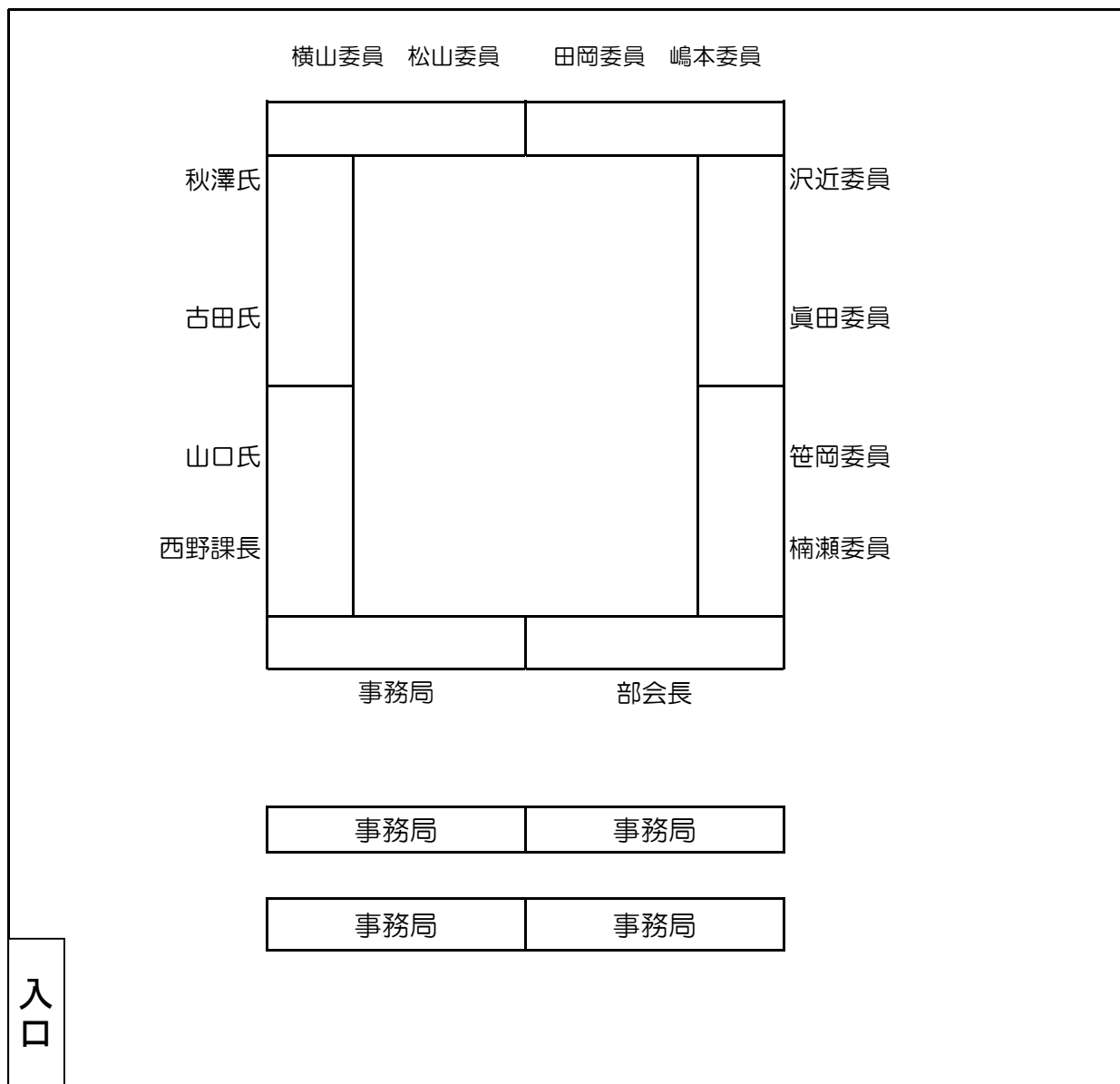
【参考資料】バリアフリー観光推進セミナー チラシ

【参考資料】バリアフリー観光研修会~バリアフリー観光に関する相談対応方法を学ぶ~ チラシ



# 高知県おもてなし県民会議バリアフリー観光推進部会

(10月15日(火) 10:00~12:00 オーテピア高知図書館 4F 研修室)



高知県おもてなし県民会議バリアフリー観光推進部会 出欠

(敬称略)

団体名	職	氏名	備考	出席
(一社)高知県ハイヤー協会	会長	楠瀬 賢一		○
NPO福祉住環境ネットワークこうち	理事長	笹岡 和泉		○
(一社)日本旅行業協会中国四国支部	高知地区委員会委員長	真田 直也		○
土佐くろしお鉄道(株)	取締役兼総務部長	沢近 昌彦		○
高知県観光ガイド連絡協議会	会長	嶋本 勇雄		○
四国旅客鉄道株式会社	高知企画部部長	田岡 弘久		○
高知空港ビル株式会社	経営企画部次長	田所 宏之		×
(一社)高知県バス協会	専務理事	松山 明夫		○
高知県旅館ホテル生活衛生同業組合	青年部長	横山 光寿		○

(その他)

高知県立高知城歴史博物館		秋澤 真喜		○
高知県観光コンベンション協会受入部	部長	古田 麻里		○
高知県観光コンベンション協会受入部	チーフ	山口 隆広		○
高知県地域福祉部障害福祉課	課長	西野 美香		○

## 高知県おもてなし県民会議バリアフリー観光推進部会 設置要綱

### (目的)

第1条 高知県のバリアフリー観光に関する観光客からの相談等への態勢を整えるため、高知県おもてなし県民会議設置要綱第4条第2項の規定に基づき、高知県おもてなし県民会議（以下「県民会議」）内にバリアフリー観光推進部会（以下「バリアフリー部会」という。）を設置する。

### (構成員)

第2条 バリアフリー部会の委員は、県民会議委員の中から県民会議会長が指名することとし、別表に掲げるとおりとする。

- 2 部会長は、バリアフリー部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長の任期は、県民会議委員の任期満了までとする。

### (会議)

第3条 バリアフリー部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、第1回のバリアフリー部会の招集は高知県観光振興部おもてなし課長が行う。

- 2 委員は代理の者を出席させることができる。

### (業務の内容)

第4条 バリアフリー部会は、第1条に規定する目的のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高知県でのバリアフリー観光の相談態勢のあり方の検討に関すること。
- (2) 高知県でのバリアフリー観光の相談窓口の整備に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、高知県おもてなしアクションプラン（バリアフリー観光関係）の推進に関すること。

### (関係者の意見等)

第5条 部会長は、必要があるときは、委員以外の関係者の意見を聴き、又は委員以外の関係者に関係資料の提出、その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 バリアフリー部会の事務局は、高知県観光振興部おもてなし課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、バリアフリー観光推進部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定めることができる。

### 附 則

この要綱は、平成30年9月19日から施行する。

この要綱は、令和元年8月7日から施行する。